

## 社会福祉法人東京自由保育園 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京自由保育園の役員および評議員等の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員、苦情対応第三者委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員および評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	実費弁償（上限）
理事会出席報酬等	10,000円	3,000円

2 評議員及び評議員選任・解任委員が評議員会及び評議員・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて評議員会及び評議員選任・解任委員会の業務を行った場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	実費弁償（上限）
評議員会及び評議員選任・解任委員会出席報酬	10,000円	3,000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、3,000円を限度に支給する。

### (役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会（出席）及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、3,000円を限度に支給する。

(苦情対応第三者委員の勤務等)

第5条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合にも、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	その他
実費	20,000円	実費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成26年6月1日より適用する。

この規程は平成29年4月1日より適用する。

この規程は平成29年7月1日より適用する。

別表1 (日額)

	報 酬	実費弁償費 (上限)
理事長業務報酬等	15,000円	3,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	20,000円	3,000円
苦情対応第三者委員報酬等	5,000円	3,000円